

## 令和3年度 第2回大阪府文化財保護審議会 議事要旨

日 時：令和4年1月26日（水曜日）午前10時～12時

場 所：大阪府咲洲庁舎 41階大会議室（ウェブ会議システムを併用）

出席者：咲洲庁舎 岩崎委員、佐島委員、伊藤委員

オンライン 國賀委員、岩間委員、末兼委員、横内委員、大場委員、玉田委員、  
林委員、桑山委員、犬木委員、菱田委員、福原委員、長谷川委員

以上15名

事務局（文化財保護課長、課員）

<開 会>

事務局から本審議会への出席委員が15名であり、大阪府文化財保護審議会条例の定める定足数である、委員17名の半数を満たしたことを報告。

<議 題>

・大阪府指定文化財の指定について（答申）

令和3年11月19日に事務局から諮問した指定候補3件について説明を行い、それぞれについて委員との質疑応答を行った。

### ○有形文化財（建造物）にほんきりすときょうだんおおさかきょうかいほんかん日本基督教団大阪教会本館（答申議事録）

（事務局より調書に基づき説明）

大場委員：提案に基本的に賛成する。その上で、1点確認したい。設計図面はヴォーリズ事務所等に残っているのか。

事務局：はい。

大場委員：今回、設計図書類をつけたり附指定としていない判断について説明してほしい。

事務局：教会に設計図書類の正本が残されていれば附指定にできたが、当初図面の原図は現在(株)一粒社ヴォーリズ建築事務所に所蔵されているため、今回、附指定にしていない。

大場委員：調書には煉瓦を主体とした複合構造体と書かれている。この点は、おそらく当初図書から読み取られたものであると思うが、間違いないか。

事務局：当初図書から読み取った。

大場委員：当初図書の複写物を教会に保管していただくようなことはできないか。

事務局：当初図面の複写は、教会に保管されている。

大場委員：構造の実態などを確認する図面は、(株)一粒社ヴォーリズ建築事務所以外でも見られるということか。

事務局：そうである。

大場委員：調書にある図面の作成過程を教えてください。当初図面をもとにして描き起こしたものなのか、今回の調査で独自に作られたものなのか。

事務局：調書に掲載した現況の平面図は、参考文献にあげた、「日本基督教団大阪教会 建築調査記録」に収録されたものを引用している。当初図書を一部トレースし、増築部分などを追記して作成したものである。

大場委員：調書 11 ページの立面図など当初図面をそのまま使っているということではないのか。

事務局：当初図面を部分的に使用している。例えば教育会館は当初図面では木造で描かれているが、現況図面では鉄筋コンクリート造に描き換えている。

大場委員：本体のところは、当初図面をそのまま使用しているということか。

事務局：そうである。

大場委員：現況図面の作成方法も分かるように調書に書いた方がよいのではないか。

事務局：承知した。

福原委員：登録有形文化財であることの記載を、注釈部分に書くのは適切か。

事務局：すでに登録されているという説明は、本文中に入るように検討する。

佐島委員：調書の「地域にひらかれた」という表現について気になっている。「地域にひらかれた」ということが建築の中に表現されているということなのか、それとも別

の文脈であるのか。先ほど、この教会の目指した理念をもとに建てられたと、今回の調書に文章を引用したことは分かるが、この教会の構成がそうなっているのか、それとも理念があって、教会がそのような配置をとったということなのか。そのあたりがよく分からない。

もう1点は、「稠密な都市部における教会堂として見るべきものがある」という表現についてである。確かに、都市は稠密なものと思うが、教会の建築についても、稠密な都市部に即したものと、即していないものがあるのかどうかということが気になってしまう。稠密という言葉は削除してもよいのかもしれないと感じたが、どうか。

事務局：1点目について。広く地域にひらかれている教会が目指すべき理念であり、本来、教会は施設としては礼拝空間のみがあればよいが、大講堂という広い色々な用途に使うことのできる部屋を設けことで、「地域にひらかれた」教会堂を実現することができたという文脈である。

2点目の「稠密な都市部における」という点について。本教会は緑豊かな前庭を配している。都市部であれば敷地いっぱい建物を建てた方が効率的だが、前庭という緑の空間を設けてゆとりのある教会堂が目指されているところを、「稠密な都市部における教会堂として見るべきものがある」と表現した。「稠密な」という文言を削除するかどうか検討する。

佐島委員：教会の部屋の配置の実態と、それを造ろうという理念の部分が混ざっているように感じられるが、どのように考えるか。

事務局：文章を検討する。

岩崎会長：先ほどの説明の中で、教会の理念に関して文献を参照されていたので、それを引用するとよいのではないか。

玉田委員：家具について。現物を見てオリジナルのものが残っていると考えている。これらが建築当初のものであると、事務局がどのように確認したのか伺いたい。

事務局：基本的には古写真に写っているものをオリジナルのものとして判断した。たとえば、長椅子は古写真の通りのものが現在も残っていることが確認できているので、当初のものとして判断した。前方に見えている3点の椅子と説教台もそうである。ギャラリーの椅子などについては、写真では確認できないが、聖堂の長椅子と材質、形が似ていること、また風食具合などから当初のものとして判断した。

会長：古写真は建築当初の写真か。

事務局：献堂の記念誌に掲載されている写真である。

会長：大場委員から、図面類の作成過程についてご指摘があった。註2に図面がヴォーリス事務所に残されていることが書かれているので、複写を教会が所蔵していることを追記してはどうか。

事務局：検討する。

岩崎会長：調書の指定理由により、日本基督教団大阪教会を大阪府指定有形文化財に指定することに異議はないか。（異議なし）本審議会はこの案件を指定することが適切であると認める。ご指摘の点については、担当委員と相談しながら事務局で調書の修正を行い、会長と事務局とで確認するというを、ご了承いただきたい。

○有形文化財（書跡・典籍）<sup>こんごうじいっさいきょう</sup>金剛寺一切経 <新指定案件>

（事務局より調書に基づき説明）

佐島委員：目録に、でき得れば奥書がほしい。

事務局：落合氏の詳細目録にすでに奥書類が記されているので、そちらとあわせて府指定の目録としたい。

佐島委員：いずれは略目録に反映されるということか。

事務局：落合氏の詳細目録と今回作成した略目録をセットにして、府指定目録にしたいと考える。

岩崎会長：詳細版と略目録の2冊セットということか。

事務局：そうである。

岩崎会長：調査に参加して、素晴らしい資料であり、大阪府の指定にふさわしいと思った。目録の最後に断簡<sup>だんかん</sup>があるが、この2点は詳細目録に入っていない。この詳細な形状はどのように把握されるのか。詳細目録に入っていないものはどうされるのか教えてほしい。

事務局：詳細目録に記載のない断簡については、確認調査の際に法量を測るなど、書誌情報を記録している。府指定目録に綴じて残していく。

横内委員：今の資料について、資料名が「断簡」となっているが、内容から何経か分からないか。

事務局：<sup>ほんもん</sup>本文が残っておらず、<sup>おくがき</sup>奥書部分の<sup>えこうもん</sup>回向文のみが残っている。名称をつけにくく、断簡として略目録に記載した。

横内委員：資料番号 4486 と 4487 は別々のお経であることは間違いないのか。

事務局：料紙の形態から、別々の資料の奥書と考えられる。

横内委員：これはいずれも員数は「1巻」か。

事務局：元々が<sup>かんす</sup>卷子であったので1巻としている。

横内委員：卷子であることは間違いないか。

事務局：はい。

横内委員：断簡であっても、元の形状が分かればそれに応じた員数表記にするというのは良いと思うのだが、略目録を見て気になったのが、資料番号 858 と 859 である。落合氏の目録と対照させると、同じ巻号であるが別々の経巻であるとされている。858 は表紙が欠けていて、859 は表紙だけが残っているのか。859 が 858 の表紙ではないとすることはよいと思うが、表紙だけが残っているものを1巻と数えてよいか気がなる。他にも表紙だけが残っているものはあるか。

事務局：数点、表紙のみが残っているものがある。

横内委員：それは、それぞれ1巻として数えているのか。

事務局：表紙のみでそれぞれ1巻と数えている。

横内委員：資料群の性格を考えると、経典本文が資料の中核となる。表紙だけのものを1巻

としてよいのか疑問が残る。

事務局：金剛寺一切経は、これまでの歴史の中で幾度も修理がなされ、表紙なども付け替えられ、伝えられてきた。表紙のみであっても歴史の中で残ってきたものと考えて1巻と数えている。

横内委員：表紙だけであったとしても一切経を構成する重要な要素と考えるという趣旨だと思うが、私の考えでは、やはり中身があってこそその1巻であると思うので、表紙だけであれば通常は員数から外すか、もしくは入れるのであれば、1紙と数えて何巻何帖何紙とするか。これまではどのようにされてきたか。

事務局：今回、略目録を作成する際は、表紙のみのものも1巻として数えたいと考え作成してきた。今回の指定では経典本文を重要と評価したので、おっしゃる通り表紙のみのものは1紙として数えるなど、もう一度員数表記を考えてみたいと思う。

横内委員：今の話は、お経はどのような要素から構成されていて、どれが残っていれば、ある程度全きものと捉えることができるのかということなのかと思うが、たとえば軸だけが残っている場合はどうするかというケースが出てくる。このあたりを事務局で整理しておいてもらいたい。

岩崎会長：奥書のみのもものも、1巻と考えてよいのか。先生のご意見は。

横内委員：奥書だけというケースも、まれにある。本文があり、それと同じ料紙りょうしに書かれていけば、同じ文化財1点と考えてよいと私は考える。表紙や軸は修理の中で取り換えられることが多いので、それと中身とは別に考えるべきと思う。歴史学、仏教学、国語学それぞれに意見はあるが、文化財として考えるのであれば、まずは本文とそれに付属する、作成時に同時に記された奥書あるいはそれを守ってきたことを記す識語と、表紙等は区別して考えるのがよいのではないかと私は思う。

岩崎会長：員数を変える場合、仮目録の案には「1紙」の表記が複数ある。当初の21紙が反映されているものと思うが、員数も先ほどの先生のご指摘を踏まえて1紙と見るものがあるとするならば、それは1紙のままでよいと思うが、お経として卷子として考えるものは、「紙」を「巻」にしておく必要があるのかが気になる。通常は、目録の員数がそのまま反映されて、指定の員数になっていくが、今はズレがある。この点が気になったのだが、事務局としてはどう考えるか。

事務局：おっしゃるように1巻と1紙が混ざっている状況なので、表紙の数え方などを確定次第、形状と員数の単位を整えたい。

岩崎会長：調書の指定理由により、金剛寺一切経を大阪府指定有形文化財に指定することに異議はないか。（異議なし）本審議会はこの案件を指定することが適切であると認める。ご指摘の点については、担当委員と相談しながら事務局で調書の修正を行い、会長と事務局とで確認するというのを、ご了承いただきたい。

○有形文化財（考古資料）<sup>すえむらかまあとぐん</sup>陶邑窯跡群<sup>てい-じー</sup>（TG231・232号窯）<sup>ごうよう</sup>出土品<sup>しゅつどひん</sup>

（事務局より調書に基づき説明）

犬木委員：調書の図面は発掘調査報告書から転載したものである。調査報告書は最小限の情報である。発掘から四半世紀以上の時間が経ち、研究が進んでいる。員数の管理等の観点からも、1点1点の写真、研究視点を反映した再実測図の作成等を検討していただきたい。調書としてはこの図面で結構かと考える。

事務局：調査の際にも担当の両先生からご指摘いただいた点であり、なるべくできるように検討してまいりたい。

菱田委員：指定名称は、国指定の陶邑出土品も「出土品」を使っているもので、それとの整合も取りながらということで、ご提案のやり方でよいのではないかと思う。ただ、点数については、近々修理の予定があるならば、予め修正しておくことも考えられる。

事務局：現時点では確実に修理を行う予定はないので、現状の点数で指定を考えている。

岩崎会長：調書の指定理由により、有形文化財・考古資料陶邑窯跡群（TG231・232号窯）出土品を大阪府指定有形文化財に指定することに異議はないか。（異議なし）本審議会はこの案件を指定することが適切であると認める。

<答申書の手交>

【審議会会長から文化財保護課長に答申書を手交】

岩崎会長：審議事項について終了する。

事務局：本日、答申をいただいた文化財については、所有者から指定同意をいただき、3月下旬を目途に大阪府指定文化財に指定する予定である。審議でご指摘のあった部分については、専門分野の委員とも諮りながら、事務局として確認・修正し、会長のご了解を得たうえで、手続きを進める。  
事務局報告については、資料配布を行う。

<報告>

資料提供

- ・報告1 国・府指定文化財の補助事業について
- ・報告2 新たに指定・登録された国文化財について

<閉会>

事務局：以上により、大阪府文化財保護審議会を閉会する。